

# 八尾市立大正小学校 いじめ防止基本方針 令和6年度

令和6年4月

## 宣言

私たち八尾市立大正小学校は、子どもたち自身がいじめを許さず、安心・安全に過ごし、自他ともに認められているという実感を持った学校をめざします。

## いじめについて

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条1項）

※具体的には次のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針 第1の5）

個々の行為がいじめに当たるか否かについては、表面的・形式的に行うのではなく、被害を受けた児童の立場に立って組織的に行う必要がある。本校においては「不登校・いじめ・虐待対策委員会」をはじめ、生徒指導、人権教育、特別支援教育など、様々な視点から、全校体制で児童の実態把握に努めている。

「いじめ」の中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものに発展していく事象もある。そのため、スクールカウンセラー等の専門家の活用や、必要に応じて警察と連携した対応を取ることも大切であると考えている。

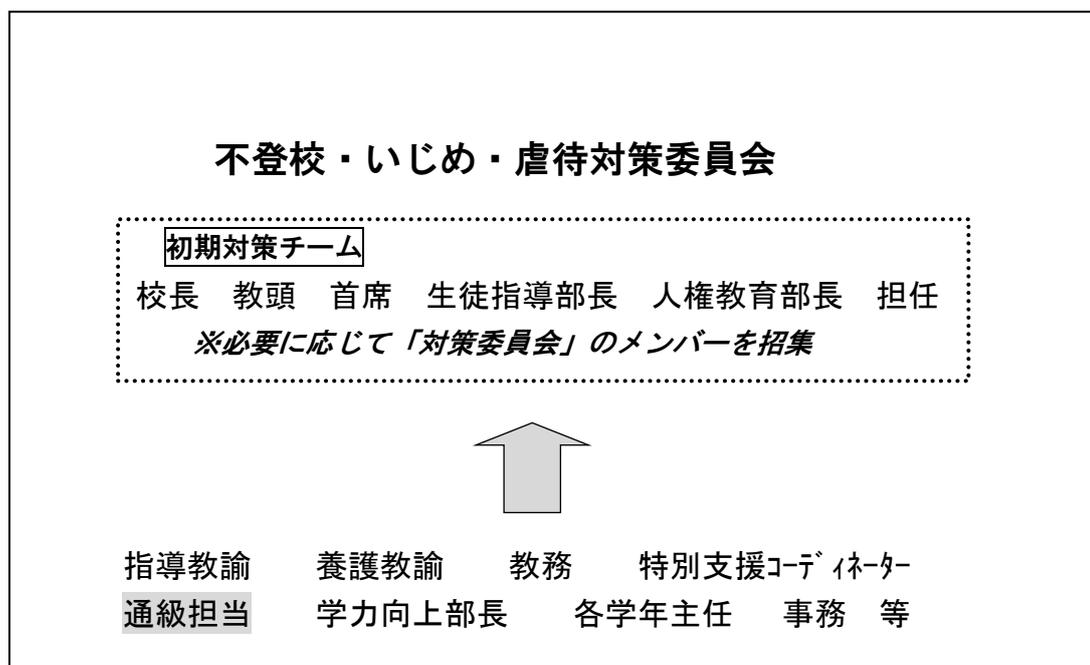
いじめは、①どの子にも、どの学校でも起こりうること、②友だちが多くてもその被害から逃れられないこと、③暴力の有無に関係なく重大な事案であること、④「加害者」「被害者」だけでなく「観衆」「傍観者」の存在が大きいことなどから、最も身近な人権侵害事象と認識している。

本校では、全教職員・全児童が「絶対にいじめを許さない」という意識を持ち、絶対にいじめを起こさせないという風土を醸成し、学校が児童にとって安心して生活できる場となることをめざす。そして、集団づくり、人間関係づくりこそ、「いじめ撲滅」の基本であるとの認識を持ち取り組んでいく。

## 1. 組織体制

### (1) 基本的な考え方

- ・いじめへの対応は、一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、校長を中心とし、共通理解のもと全ての教職員で組織的に行う。
- ・いじめへの対応を組織的に行うため、「不登校・いじめ・虐待対策委員会」を設置する。緊急時に備え、機動性を重視した「いじめ発生時の対応フローチャート」を全教職員で共有し、迅速な対応を行う。



### (2) 不登校・いじめ・虐待対策委員会の役割

- ・「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の中核の役割を担う。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時は、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行うための中核としての役割を担う。
- ・「いじめ防止基本方針」の点検や見直し、事案の進捗状況の確認、いじめの対応がうまくいかなかったケースの検証、計画の見直しなど、PDCAサイクルに照らし合わせた検討を行う。必要に応じて、教育委員会を通してスクールカウンセラーの要請や関係機関との連携を図る。

## 2. 具体的な取組

### (1) 未然防止

#### ① 基本的な考え方

- ・ いじめはどの子どもにも起こりうるという共通認識のもと、すべての児童を対象にして、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ・ 未然防止の基本として、児童が安心・安全に学校生活を送ることができることが必要である。そのため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行っていく。
- ・ 未然防止の取組の成果や課題については、定期的なアンケート調査や個人懇談、スクリーニングシート、児童の出欠状況等で検証し、改善点や新たな取組を必要に応じて検討し、PDCA サイクルで取組を継続する。

#### ② 未然防止のための取組み

##### <教職員には>

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員終礼や職員会議、各専門部会や職員研修等を活用して確認するなど、平素から教職員全員の共通理解を徹底する。
- ・ 各担任・担当は、いじめに関わる問題事象を一人で抱え込むことなく、学年・生徒指導部長・人権教育部長・管理職など、速やかに相談し、組織的に対応する。
- ・ 各担任は、問題行動が表出していない平時の児童の言動に注視し、気になる様子については積極的に保護者に伝える。

##### <児童には>

- ・ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・ 道徳科をはじめ様々な学習場面で、いじめの問題を話題にし、「いじめは絶対に許さない」との認識を学校全体で共有する。
- ・ 教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、自分自身が役に立っていると感じ取れる機会を充実させ、児童の自己有用感を高める。また、学校行事や特別活動、生活科や総合的な学習の時間を中心に、困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設ける。
- ・ いじめの問題を児童自身が主体的に考え、児童会を中心に児童自身がいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 学級や学年、クラブ活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを推進する。
- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うことで、一人ひとりの居場所が確保できる集団づくりを推進する。

### ③ 今年度の重点項目

- あいさつを通した、明るく元気な学校づくり
  - ・ 毎日のあいさつ運動を実施する。
  - ・ 児童会との連携を図る。
  - ・ 学校支援ボランティアとの連携を図る。
  
- 道徳教育や人権教育による、いじめ防止に向けた授業づくり
  
- 健康に過ごすための情報を児童に正しく伝える。
  
- 大正小学校ホームページへの掲載（いじめ防止基本方針の周知）
  
- 自主学ノートを掲示し、学習に対するモチベーションを高めていく。
  
- 毎週末の終礼において、児童の情報を共有する。
  
- 担任が行うスクリーニングシートを教職員間で共有する。

## (2) 早期発見

### ① 基本的な考え方

- ・ いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるという事を共通認識する。
- ・ 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち状況を把握する。また、複数対応を基本に児童からの聴取や保護者対応を行うこと、状況把握については事実を時系列でしっかりと記録するなど、事象を風化させない学校体制を築く。
- ・ グループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。
- ・ 教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールの利用方法について等の情報モラル教育を進め

- るとともに、保護者に対してもこれらについての理解を求めていく。
- ・家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

## ② 早期発見のための取組み

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・保健室の利用等、児童が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。
- ・定期的なアンケートや懇談を実施することで、いじめの実態把握に取り組む。なお、アンケートは管理職が厳重に保管する。
- ・保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における児童の様子の変化を把握できるようにする。
- ・学校外における電話相談窓口、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付等について広く周知する。
- ・集まったいじめに関する情報は教職員全体で共有する。

## ③ 今年度の重点項目

### □アンケートの実施

- ・「学校生活アンケート」6月・11月・2月 実施予定
- ※学校全体の傾向について分析し、対策に生かす。

### □授業時間外における児童の見守り

- ・毎朝のあいさつ運動による児童観察。
- ・朝学習時間帯（8時25～35分）の教室・廊下・下足室の巡視。
- ・できるかぎり児童とともに遊び、掃除をする。
- ・子どもの持ち物や服装、更衣時の行動について留意する。

### □道徳科の授業において、ローテーション授業を実施し、さまざまな教員が児童に関わる。

### □委員会やクラブ等を通して、複数の教職員で児童の様子・変化を観察し、共通認識を図る。

### □情報モラル教育を継続的に行う。

### (3) 家庭や地域との連携

#### ① 基本的な考え方

- ・ いじめは子どもだけの問題ではないこと、その解決の根底にあるマナーやルールの遵守、ふさわしい言葉づかいや対人関係の習得、豊かな心の育成は、いうまでもなく家庭・社会の力なくして決して成立しないことが前提となる。
- ・ 「いじめ防止基本方針」等について理解を得ることや様々な機会を捉え、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・ 児童に対して、学校と家庭が同一歩調で対応が出来るように、信頼関係の構築を図る。
- ・ 多様な大人から存在を認められること、学校以外の人間関係を築けること、多様な価値観に接すること等はいじめの早期発見やいじめられている児童の支えとなりうる。日常から学校内外で多くの大人が児童と接する機会を増やす。
- ・ 子どもは、家庭や学校だけで育てるのではなく地域の支えが非常に重要であることを理解して頂き、地域で子どもを見守り育てる風土の構築を訴える。

#### ② 家庭や地域との連携についての取組み

- ・ 地域と組織的に連携・協同する体制の構築を推進する。
- ・ 大正だよりや学年通信、学級通信等により、家庭への情報発信を丁寧に行うことで、学校への理解を深める。
- ・ 家庭訪問や電話連絡、連絡帳等を通して、家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。
- ・ P T A 総会、学校評議員会、施設連絡会等において、積極的に様々な情報を発信し、学校に対する理解を深め、学校への協力を仰ぐ。
- ・ 地域行事への積極的な参加等を通して、地域住民との交流を深める。
- ・ 校外での児童の様子について、学校へ情報が寄せられるような体制を構築する。

#### ③ 今年度の重点項目

- 年度当初の家庭訪問や、学校通信・学年通信などを通じて、学校のいじめ防止に関する取組姿勢を家庭に示し、協力体制を築く。
- 学校支援ボランティアをはじめ、地域の力を学校教育に生かすよう努める。
- 児童に地域行事の参加を促すとともに、教職員も積極的に P T A ・ 地域行事に参加する。
- 基本的な生活習慣定着のための取組みの発信
  - ・ 生徒指導部「生活リズム・あいさつチェック表」
  - ・ 学力向上部「家庭学習週間」

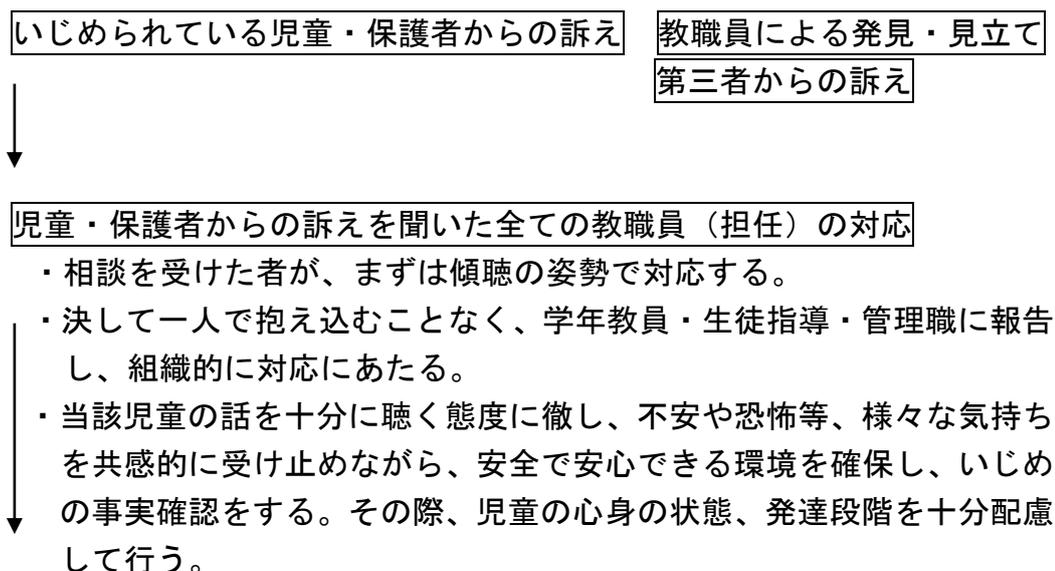
### 3. 事象が発生した場合の考え方・対応

#### (1) 基本的な考え方

- ・ 発見・通報を受けた場合には、まずはその教職員が対応する。その後は特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。
- ・ 被害児童に寄り添い、守り通すという姿勢で対応にあたる。
- ・ 教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上、将来のおとな像など、児童の人格の成長に主眼を置く。
- ・ 教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと対応にあたる。また、必要に応じて関係機関・専門機関との連携を図る。
- ・ 速やかに教育委員会へ報告し連携して対応にあたる。また、必要に応じて支援を要請する。

#### (2) 対応について

##### ① いじめの発見・通報を受けたときの対応



#### 校長の対応

##### ○校内緊急体制の構築

##### 初期対策チーム → 不登校・いじめ・虐待対策委員会

- ・ 具体的な対応方針を全教職員に示す。
- ・ 指示系統を明確にして、窓口を一本化（教頭）し、情報は随時、臨時の職員打合せにて全教職員に伝達する。
- ・ 事実確認及び指導記録については、それぞれ聴き取った内容を時系列で整理する等、情報管理を徹底する。

#### ○教育委員会への報告・支援要請

- ・把握した内容を八尾市教育委員会に報告するとともに、事態が終息に至るまで協議連携を行う。また、児童の状況により大阪府教育庁に対して「緊急支援チーム」の派遣等、支援を要請する。

#### ○関係機関への支援要請

- ・児童の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が生じた場合、子ども家庭センター（児童相談所）、警察等の関係機関との連携を図る。

#### ○保護者への対応

- ・初期対応では、被害・加害の児童の保護者に対して、その心情に十分配慮した対応が必要である。

### ② いじめを受けている児童への対応

- ・「あなたにも悪いところがあるから」「あなたの心が弱いから」等、教職員の先入観に基づく指導や、被害の児童に責任を転嫁する指導は、当該の児童の内面をさらに傷つけ、まわりのいじめを一層助長することになる。教職員は複数で、児童の痛みに寄り添う姿勢で接する。
- ・担任・養護教諭を中心に、被害児童には「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ見守り、児童の心の痛みに寄り添う姿勢で接する。

### ③ 加害の児童への対応

- ・いじめを受けた児童や周囲の児童から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく姿勢で向き合う。
- ・いじめを受けた児童の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。そして、いじめを受けた児童の気持ちに共感しながら、加害の児童の行動の変容につなげる。
- ・指導にあたっては、児童の人格を否定するのではなく、行為を否定する。
- ・加害の児童の背景に迫り、その立ち直りを支援する。
- ・いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、いじめを受けた児童に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・事実関係について、双方の話が一致しない場合、いじめを受けている児童の訴えの事実に基づいて事実確認をするとともに対処策を考える。

#### ④ 「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応

- ・はやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害側の児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感をますます強める存在であることを理解させる。
- ・必要に応じて、複数による聴き取りや学級全体で話し合うなど、「いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない。」という強い姿勢で対応する。

#### ⑤ 保護者への対応

##### ア) 被害の児童の保護者への対応

- ・電話ではなく家庭訪問を基本に、直接会って丁寧に話を聴く。
- ・相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応する。
- ・事実確認はできるだけ迅速に行う。
- ・今後の対応については、被害の児童に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示す。

##### イ) 加害の児童の保護者への対応

- ・加害の児童を指導するという観点だけでなく、児童の理解を根拠とした支援の視点での対応をする。
- ・被害側同様、家庭訪問を基本に、直接会って丁寧に話を聴く。
- ・聴き取りから整理された事実を正確に伝える。保護者がもつ「自分や自分の子どもが責められている」等の感情に配慮しながら、加害の児童の「人格」を否定しているのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝える。
- ・いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いも傾聴しながら伝える。
- ・子どもの将来を見据えた家庭での支援を要請するとともに、学校でも粘り強く指導していくことを伝える。

#### ⑥ 情報共有

- ・いじめの対応については、校内での情報共有や役割分担のみならず、PTAや学校評議員、地域諸団体や中学校区等との連携が求められる。必要に応じて、適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者が協力して児童を支える体制をつくる。

### ⑦ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに行行為者を特定し削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する（関連ウェブサイトや電子メール、SNSでのメッセージの印刷および保存を行う。携帯電話やスマートフォンの場合はスクリーンショット等による画面の保存を行う等。これらの方法による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影して保存する）。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (3) 解消の判断について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件を満たしている必要がある。満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も念頭におき判断する。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

少なくとも3ヶ月以上、いじめに係る行為が止んでいること。ただし、八尾市教育委員会または校長の判断により長期の期間を設定し状況を注視する。

#### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人およびその保護者に対し、面談等により確認する。

解消したケースであっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、本校への転勤者にも周知徹底し、日常的に注意深く観察する。

## 4. 重大事態への対処について

【重大事態】 \*いじめ防止対策推進法第28条より

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる）

重大事態と考えられる事案が発生した際には、令和3年3月に改訂された「八尾市いじめ防止基本方針」に基づき、直ちに八尾市教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。